

## 損害補償について

前回より、事業損失関連の法的位置づけなどについて取り上げています。今回は、事業損失とほぼ同様に扱われていながら法的位置づけは全く異なる「損害補償」についてご紹介致します。

### 【損害補償とは】

「損害補償」とは、東京都下水道局などで用いられている用語です。前回の通り「事業損失」には特別の法制度がないため、「補償」ではなく、行政措置である「費用負担」として扱われています。地盤変動に関する事業損失の事務処理要領が通達されたのは昭和61年ですが、これ以前から多くの事案を処理していた東京都では、以下のように民法の規定を根拠とした「損害補償実務の手引」を策定して「補償」を行ってきました。「損害賠償」の「賠償」とは、加害者の違法な行為への責任追及や制裁的な意味があるため「適法な工事の施工に伴う第三者への損害の補填」として「損害補償」という語句を用いているとのことです。

### 【損害補償の法的位置づけ】

東京都下水道局の「損害補償の実務の手引き」では、第三者損害の認定の根拠と当局が補償金を支出する根拠として、以下の条文を挙げて「損害補償」の法的位置づけを明確にしています。

#### 民法第709条〔不法行為の要件と効果〕

故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因り生じたる損害を賠償する責に任ず。

#### 民法第716条〔注文者の責任〕

注文者は請負人が其仕事に付き第三者に加えたる損害を賠償する責に任ぜず但注文又は指図に付き注文者に過失ありたるときは此限りに在らず。

#### 民法第717条〔土地の工作物の占有者及び所有者の責任〕

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵あるに因りて他人に損害を生じたるときは其工作物の占有者は被害者に対して損害賠償の責に任ず但占有者が損害の発生を防止するに必要な注意を為したるときは其損害は所有者之を賠償することを要す。

一般に工事は請負契約によるので、第三者損害についての賠償責任は請負者にあります。このため、他の起業者では、こられの補償を工事発注者が扱わない場合も多くあります。しかし、この但し書きによれば、「注文又は指示」に過失がある場合には、請負契約と言えども注文者（発注者）に賠償責任が生じます。

また、第717条では、工作物（下水道工事で言えば施工中の下水道管）の設置（工事）の瑕疵（過失を含む）により第三者に損害を与えた時、占有者（工事請負者）が損害の防止を十分注意した場合には、所有者（当局）に損害の防止の注意の有無に関わらず賠償責任が生じます。

ここで問題になるのは注文者（発注者）の「過失の有無」です。過失とは「予見の可能性があるのに怠った」ことですが、予見の可能性を完全に否定することは実際的に困難であると判断しているものと考えられます。

なお、請負契約においては民法第715条の使用人責任が問題となることもありますが、使用者の選任や監督に瑕疵はなく、これは否定しています。

### 【まとめ】

このように、損害補償では民法の損害賠償を法的な根拠としていますが、身体的損害や精神的苦痛に対する慰謝料、工事中の営業補償等は対象とせず、実務的にはほぼ事業損失と同様の内容になっています。但し、事業損失も同様ですが、対象としていない慰謝料などについて、別途、損害賠償請求できる余地があることに注意する必要があります。次回は、事業損失の類型についてご紹介致します。